

## 接続料規則等の一部改正について

### I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料については、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で適用期間として、現行の長期増分費用方式（第 6 次モデル）によって算定されている。
- (2) 第 6 次モデルの適用期間の終了を見据え、総務省は平成 25 年 6 月からモデル見直しのための研究会を再開し、平成 27 年 1 月に第 6 次モデルを改修した第 7 次モデルを取りまとめた。これは、最新の実態への即応性等の観点から検討を行い、第 6 次モデルに所要の修正を織り込んだものである。
- (3) これを受けて、長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方について、平成 27 年 2 月に情報通信審議会（以下「情通審」という。）に諮問を行い、平成 27 年 9 月 14 日に、平成 28 年度から平成 30 年度までの上記接続料の算定には、第 7 次モデルを適用することが適当であるとする答申（以下「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正は、答申を踏まえ、長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の接続料の算定方法について、以下の事項を措置するため、所要の規定の整備を行うものである。

#### 【接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正】

- ① 接続料算定方法の変更  
長期増分費用モデルの改修に伴う接続料算定方法の一部変更
- ② 接続料算定に用いる入力値の扱い  
平成 28 年度の接続料算定に用いる入力値の更新

#### 【接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正】

- ③ NTSコストの扱い  
NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入の継続
- ④ 接続料算定に用いる通信量の扱い  
前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用
- ⑤ 東西均一接続料の扱い  
NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）の継続

## Ⅱ 主な改正の概要

### 1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

#### （1）モデルの改修（第 7 次モデルの導入）に伴う算定方法の一部変更

【別表第 2 の 1、第 2 の 2、第 4 の 3 及び第 6 関係】

答申を踏まえ、第 7 次モデル導入に伴う算定方法の一部を変更する必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。

#### ■答申 [22～24 頁から抜粋]

##### 第 2 章 平成 28 年度以降の接続料算定方式について

##### 3. IPモデル及び改良モデルの評価並びに平成28年度以降の接続料算定に適用するモデル

##### （2）改良モデルの概要

##### ア LRICモデルの前提条件の見直し（「LRICモデルが算定対象とするサービス」の見直し）

LRICモデルの前提条件のうちLRICモデルがコスト算定対象とするサービスは、加入電話及びISDNとされている。しかしながら、NTT東西の中継交換機は、これらのサービスに加え、他事業者からNGNへの接続や他事業者間での相互接続に利用されるなど、いわゆるハブ機能として利用されており、近年はこの利用割合が拡大してきている。

PSTNからIP網への移行期においては、特に 他事業者からNGNへの接続にハブ機能として中継交換機を利用する通信（ICTランジット呼）に係る需要の割合が一定程度維持されるものと考えられることから、PSTNからIP網への移行の進展等を踏まえた見直しとして、ICTランジット呼をLRICモデルのコスト算定対象に新たに加えることとした。

##### イ ネットワークの効率化等に関する検討

##### ① 局舎種別（GC局／RT局）の判定基準の見直し

現行モデルでは、局内設備に収容する加入者回線数と局内設備の投資額の実績から、加入者回線数 12,000 を閾値とし、収容区域における加入者回線数がこれを超える場合にはGC局、超えない場合にはRT局（又は局設置FRT局）としている。

しかしながら、モデル上のRT局においては、実際のRT局と異なり、収容区域内のき線点RTにより光化され、局内のRTには直接収容されない加入者回線が一定程度存在している。その実際の局舎とモデルのネットワーク構成の設備収容回線数と設備投資額の差異を是正するため、局舎種別の判定基準を見直すこととした。

具体的には、閾値による局舎種別の判定について、収容区域の回線数から、FRTにより光化された回線数を控除して行うこととし、また、モデルの安定性の観点から、加入者回線モジュールにおける局舎判別の閾値に対し、FRTで控除され得る回線割合を補正することとした。

## ② 光ケーブルの経済的耐用年数の見直し

現行モデルの光ケーブルの経済的耐用年数は、光ケーブル(架空)15.1年、光ケーブル(地下)21.2年となっている。

光ケーブルの撤去実績等に基づく現行の推計方式により、最新の撤去実績にて推計を行った結果、光ケーブルの経済的耐用年数を架空 17.6年、地下 23.7年に見直すこととした。

## ③ 設備共用サービスの見直し(中継ダークファイバの追加)

現行モデルでは、効率的なネットワーク構築の観点から、算定対象サービスとなる加入電話等の設備量の算定に当たって、共用可能なサービスについては、可能な限り設備共用を行うことを前提としている。

現行モデルでは、NTT東西が提供するATMメガリンクやADSL、フレッツ光等のデータ系サービスが設備共用の対象サービスとして考慮されているが、これらに加え、NTT東西がアンバンドル機能の1つとして他事業者に貸与している中継ダークファイバ(光信号伝送機能)についても、他事業者の設備需要が一定程度存在することを踏まえ、新たに設備共用の対象サービスに加えることとした。

## ④ その他ネットワーク効率化の見直し

ネットワーク効率化の観点から、同一のMA内に複数のGC局がある場合、RT局からの伝送路距離が最短となるGC局にそのRT局が所属するよう、局舎帰属関係に係るモデルロジックの見直しを行い、また、モデルで採用する 信号用交換機(STP)について、その価格及びスペックが現行モデルの装置に比べて優位性があるSTPへの見直しを行った。

## ⑤ 災害対策に関する検討

現行モデルでは、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保の観点から、実施すべき災害対策に係るコストについて、LRICモデルの考え方に沿って最低限必要と認められる範囲をモデルに反映している。

現行モデルの検討時以降、東日本大震災等を踏まえたネットワークの安全・信頼性を確保する観点から、電気通信事業者が取り組むべき対策等について、平成24年7月に事業用電気通信設備規則が改正された。この改正を踏まえて NTT東西が実施している災害対策については、ネットワークの信頼性確保に必要なコストとして、LRICモデルの考え方に沿って最低限必要と認められる範囲をモデルに追加反映することとした。

また、今後新たに実施された災害対策が、既にモデルに反映されている対策項目、実施内容及び対象範囲の考え方と整合するものであれば、毎年の入力値見直しの一環としてモデルに反映することとした。

## (2) 平成28年度の接続料算定に用いる各種入力値の更新

【別表第2の2及び第4の3関係】

NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料(加入者交換機能、中継交換機能等)の算定に用いる主な入

力値を最新の値に更新するため、接続料規則別表の整備を行うこととするものである。

なお、入力値の更新については、長期増分費用モデル研究会の検討結果を踏まえたものである。

■答申 [41 頁から抜粋]

第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い

2. 平成28年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い

(2) 考え方

イ その他の入力値の扱い

したがって、通信量以外の入力値については、引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当である。

**2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正**

(1) き線点 R T - G C 間伝送路コストの接続料原価への全額算入の継続

【附則第 7 項、第 10 項及び第 12 項関係】

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、同制度における利用者負担の抑制を図る観点から、平成 19 年度認可分からの当分の間の措置として、加入電話に係る補てん対象額を加入者回線当たり費用が「全国平均＋標準偏差の 2 倍」を超える額としていることの効果として、NTS コストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めると考えられるき線点 R T - G C 間伝送路コスト相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT 東西のみが、き線点 R T - G C 間伝送路コスト相当額を負担することとなるため、平成 19 年 9 月の情報通信審議会答申では、NTT 東西の設備利用部門を含む各接続電気通信事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該コストを従量制接続料の原価の一部に算入することとされた。

これを受け、平成 20 年度以降、段階的にき線点 R T - G C 間伝送路コストの接続料原価への算入が行われ、平成 23 年度以降、当該コストの全額が接続料原価に算入されている。

今回の答申でも、この算入は引き続き行うこととされたことから、平成 28 年度から平成 30 年度までの期間においても、当該費用の全額を接続料原価に算入するため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [33 頁から抜粋]

第3章 NTSコストの扱い

2. 平成28年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い

(2) 考え方

ウ 平成28年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱い

き線点RT-GC間伝送路コストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNTSコストであることから、当該コストは、接続料原価から控除されているその他のNTSコストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。

他方、ユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法の見直しが行われ、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への付替えが開始された際の状況、すなわち事業者の太宗が番号単価をそのまま利用者に請求している状況に変化がないことに鑑みれば、現時点で接続料算定の原則に従い当該コストを接続料原価から控除し、基本料原価に算入することでユニバーサルサービス制度に係る補填対象額が増加することは、利用者負担の抑制を図る観点からは適当とは言えない。

以上のことから、平成28年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の抑制の観点から、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することはやむを得ないと考えられる。

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第14項関係】

答申を踏まえ、平成28年度から平成30年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したものを採用することとするため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [39～41 頁から一部抜粋]

第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い

2. 平成28年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い

(2) 考え方

ア 接続料算定に用いる予測通信量の扱い

一般的に、予測期間が長期化すれば予測精度は低下することとなる。また、通信量の減少傾向が継続すると見込まれることを前提とすれば、接続料算定に用いる通信量の計測期間が適用年度から乖離するほど、NTT東西の接続料収入が過小に評価される可能性が大きくなる。

このため、接続料算定に用いる通信量は、予測精度の観点から信頼性のあるデータであることを前提とした上で、可能な限り適用年度に近いデータを採用することが適当である。

このような観点から、直近3年間の通信量を用いて、

(i)前年度通信量を採用

(ii)前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用

(iii) 当年度通信量を採用

の3つの考え方について、平成24年度から平成26年度までの接続料算定に用いたものと同じ方法で、それぞれ3か月先、9か月先、15か月先の通信量を予測し、予測通信量と実績通信量(予測通信量と同じ期間の実績通信量)の乖離幅、予測通信量と当年度通信量の乖離幅を比較した。

(i)は、予測が必要な期間が3か月であることから、「予測値と実績値の乖離幅」は小さいものの、適用年度からは1年間離れているため、「当年度通信量との乖離幅」は比較的大きい。

(iii)は、「当年度通信量との乖離幅」は小さいものの、全ての期間を予測することになることから、他の予測方法と比較して「予測値と実績値の乖離幅」は大きく、さらに、当該乖離幅の計測時期の違いによる振幅も大きい。

これら2つの予測方法と比較して、(ii)は、「当年度通信量との乖離幅」は(i)よりも小さく、また、「予測値と実績値の乖離幅」の計測時期の違いによる振幅や「予測値と実績値の乖離幅」も(iii)と比べて小さい。

したがって、平成28年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。

### (3) NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料)の継続

【附則第17項関係】

答申を踏まえ、LRIC(第7次モデル)方式によって算定される接続料算定については、引き続き東西均一接続料が設定されることを確保する観点から、平成28年度から平成30年度までの間は、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするため、所要の規定の整備を行うものである。

#### ■答申 [46頁から抜粋]

#### 第5章 東西均一接続料の扱い

#### 2. 平成28年度以降の東西均一接続料の扱い

#### (2) 考え方

#### イ 東西別接続料の設定の適否

これまでの答申において繰り返し指摘してきたとおり、接続料規則における原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からは、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当である。

また、東西別接続料が設定されているNGN接続料については、光IP電話サービスの契約者数がすでに加入電話サービスを上回っており、その通信量においても上回りつつある。

しかしながら、現在、光IP電話サービスは、一般的にブロードバンドサービス等とともに提供されていることに対し、PSTNは音声に特化したサービスが主流であることから、現時点においては、PSTNとNGNを同一の観点から比較しうる状況にまでは至っていない。また、上記アで述べ

たとおり、現行モデルを改良モデルに変更することによって、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、NTT東西間の接続料格差は、GC接続、IC接続ともに依然として20%以上に達している。加えて、これまでの答申において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められない。

以上を踏まえれば、平成 24 年答申時の状況から、東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の環境変化があったとは認められず、平成 28 年度以降の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。